

## 群馬県情報公開条例の一部改正について

### 改正内容

群馬県土地開発公社の清算が終了（平成 22 年 4 月 13 日終了登記）し、公社が保有する文書の県への引き継ぎも完了したため、条例で定める「実施機関」から「群馬県土地開発公社」を削除した。

#### ▽ 実施機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院管理者、群馬県住宅供給公社、群馬県土地開発公社

（削除）

### 改正箇所

▽ 「条例第 2 条第 1 項（実施機関の定義）」

▽ 「群馬県情報公開条例の一部を改正する条例（平成 21 年群馬県条例第 22 号）附則第 2 項（経過措置）」

平成 21 年の条例改正により群馬県住宅公社及び群馬県土地開発公社を実施機関に加えたが、この際、両公社において情報公開規程が整備された平成 14 年 4 月 1 日より前の文書について情報公開条例の適用をしないこととした条項

【改正前】 「群馬県住宅供給公社及び群馬県土地開発公社」



【改正後】 「群馬県住宅供給公社」

### 施行日

平成 22 年 9 月定例県議会へ上程。平成 22 年 10 月 28 日に公布・施行。

### 参 考

- 平成 14 年 4 月 1 日・・・「群馬県土地開発公社情報公開規程」制定  
 ・群馬県情報公開条例第 41 条（出資等法人の情報公開）に基づき、公社が制定。
- 平成 21 年 4 月 1 日・・・群馬県情報公開条例一部改正（公社の実施機関化等）  
 ・「土地開発公社」及び「住宅供給公社」を情報公開条例の実施機関とした。
- 平成 21 年 9 月 2 日・・・「群馬県土地開発公社」解散登記
- 平成 22 年 4 月 13 日・・・「群馬県土地開発公社」清算終了登記
- 平成 22 年 4～5 月・・・公社保有文書の県への引き継ぎが完了